

かと考へ、支部員全員が、此の機会に日頃の要求を提出する意見さへ一致すれば、喜んで共同戦線を張ることを決議し、八日、支部組合員総會を経て、遂に総同盟と協力による争議を起すことに決定した。

そして同日夜、総同盟側に回答し、両者の間に共同委員会、其の他の機関を組織し、庶務、基金、要求條件其他に關する一切の方針を決定し、愈々十日夜、令府附近の大三俱樂部に於て職人大會を開催し、十一日に、數額書提出の運びとなつたのである。

争議に對する総同盟、評議會の一致せる申合せと 歎願條項

ストライキに發展せしめる時機及び手段は、既に十日に、両者の間に左の如く意見が一致してゐた。

一、數額書の回答期を、十二日正午とし、拒絶の場合は、直ちに従業員の最高委員会を活動せしめて要求書を提出すること。

二、要求書を拒絶した場合は、工場内に従業員大會を開き、直ちにストライキを取行すること。

三、従業員のストライキ実行を援助するために、総同盟、評議會両者より可能なだけの應援団を動員すること。

尚、歎願條件は次の如きものである。

- 一、運送部員に工場法を適用せられたし。
 - 二、寄宿女子の外出を自由にせられたし。但し夜間十一時まで。
 - 三、女子の強制送金制度を廢止せられたし。
 - 四、家族手当を増額せられたし。但し現在の倍額。
 - 五、社宅浴場の改善、並びに寄宿浴場の改善。
- 六年二回定期昇給、但し六、十二月とし一回最低五錢以上。